

小樽市立手宮中央小学校 いじめ防止基本方針

令和2年5月改定

はじめに

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、北海道においては、平成26年4月に「北海道いじめの防止に関する条例」を施行するとともに、同年8月に「北海道いじめ防止基本方針」を決定しました。いじめ防止対策推進法施行後も、全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど後を絶たず、国は平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、北海道においても国の動向を踏まえ、平成30年2月に北海道の基本方針を改定しました。

小樽市では、児童生徒の尊厳を守るために、家庭や市民とともに、いじめの問題に真剣に取り組み、この取組が、人権に対する理解を深め、地域社会全体で、いじめのような人権侵害から児童生徒を守る意識の高揚につながるよう、平成27年3月「小樽市いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同条例第11条の規定に基づき、同年4月「小樽市いじめ防止基本方針」を定めました。

これらを受け、本校においても「小樽市立手宮中央小学校いじめ防止基本方針」を改定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、校長のリーダーシップのもと、組織的で継続的な、実効性のあるいじめ防止の取組を進めていくこととしました。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	
(1)	いじめの定義	1
(2)	いじめの解消	2
(3)	いじめの基本認識	3
(4)	学校いじめ基本方針を策定する意義	4
2	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（「いじめ防止委員会」）	
(1)	学校いじめ対策組織（「いじめ防止委員会」）を設置する意義	4
(2)	学校いじめ対策組織（「いじめ防止委員会」）の取組	4
(3)	学校いじめ対策組織（「いじめ防止委員会」）の役割	5
(4)	「いじめ防止委員会」	6
3	いじめの未然防止	7
4	いじめの早期発見	8
5	いじめの早期対応	8
6	重大事態への対処	
(1)	重大事態の意味	9
(2)	重大事態への対応	9
7	その他	
(1)	年間計画	10
(2)	いじめ早期発見のためのチェックリストシート	11
(3)	いじめの問題への対応チェックリストシート	12
(4)	組織的な対応の流れ（フロー図）	13
(5)	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）	14

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条及び「小樽市いじめ防止対策推進条例」第2条では、いじめの定義として、

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

をいいます。

また、いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- ・ いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ・ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ・ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・ 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。スールが+切である

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

(3) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たり、その特質を十分に認識し、日常的に「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」適切に取り組むことが大切です。

本校では、いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を全教職員が一体となって取り組みます。

- ・児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- ・児童が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識をはぐくむため、児童の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導、支援します。
- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- ・情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させ、生活習慣の改善とネット上のいじめの防止等に取り組みます。
- ・相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童一人一人の状況の把握を組織的に行います。
- ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- ・いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- ・いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- ・教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋がります。「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通します。
- ・教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

(4) 学校いじめ基本方針を策定する意義

学校いじめ基本方針を策定する意義には、以下のようなものがあります。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。その中核的な内容は、次に示すとおりとします。

- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対応マニュアル」の策定等）
- ・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対応方法の設定
- ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（「いじめ防止委員会」）

本校においては、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止委員会」を組織します。

(1) 学校いじめ対策組織（「いじめ防止委員会」）を設置する意義

- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

(2) 学校いじめ対策組織（「いじめ防止委員会」）の取組

- ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
- ・可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
- ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対応に当たって、関係の深い教職員を追加する。

(3) 学校いじめ対策組織（「いじめ防止委員会」）の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・被害児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

(4)「いじめ防止委員会」

1 構成員

校長 教頭 生徒指導担当 養護教諭
(当該担任) (市費スクールカウンセラー)

※事態の推移、広がり、特殊性等、状況に応じて構成員の変動がある。

※場合によっては、警察、医療機関、弁護士、スクールソーシャルワーカー、教育支援コーディネーター等の外部専門家に加わっていただく。

2 主な内容

- (1) アンケート調査、教育相談等の結果を分析し、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- (2) 判断材料が不足の場合は、関係者と協力・連携し、事実関係の把握をする。
- (3) 被害児童の心身のケアに努める。
- (4) 加害児童の指導を行う。その際、単に謝罪や責任を問うことばかりでなく、児童の人格の成長に主眼を置き、再発防止に努める。
- (5) 十分な効果が期待できない場合には、教育委員会と連携を図り、所轄警察署等にも相談し、対処する。
- (6) 児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、教育委員会の指示に従い必要な対応を行う。

3 その他

- (1) 定例のいじめ防止委員会は、学期に1回程度開催する。
- (2) いじめ事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、調査・対応にあたる。
- (3) いじめ事案の内容や対応等については、職員会議で報告し共通理解を図る。

3 いじめの未然防止

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、児童に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

【いじめ未然防止のための具体的な取組】

- ・児童が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるような規律ある集団づくり
- ・学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成
- ・「いじめに関する授業」の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない、させない態度・能力の育成
- ・いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず誰かに相談することを促す指導の促進
- ・児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・学校の教育活動全体を通じた、教員と児童との信頼関係の構築
- ・いじめの問題の理解と対応にかかわる学期ごとの校内研修等を通じた教員の資質の向上
- ・児童及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携・協力
- ・配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の適切な指導
- ・特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援、保護者との連携、周囲の児童に対する指導

4 いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。

【いじめ早期発見のための具体的な取組】

- ・いじめ防止キャンペーン、定期的なアンケート調査、子ども理解支援ツール「ほっと」、教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握と児童がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・スクールカウンセラーによる個別面接の実施
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・行動記録や会議等による教職員全体のいじめに関する情報の共有と教育委員会への報告
- ・ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化

5 いじめの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

【いじめ早期対応の具体的な取組】

- ・学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。
- ・いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をする。
- ・いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の保護者への支援、助言をする。また、いじめた児童の保護者への協力要請及び助言をする。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携を図るとともに、保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめられた児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめられた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童に合わせた継続的なケアを行う。また、いじめた児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に規定されているとおり、

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

また、上記「相当の期間」については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（14ページ参照）」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

7 その他

(1) 年間計画

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	備考	
4月	◎いじめ防止委員会 会議 ・指導方針 ・指導計画	・いじめ実態把握調査	・相談窓口の周知 ・家庭訪問	・ホームページでの周知	・学年、学級づくり ・人間関係づくり
5月	○研修会 (児童理解、人権) ・保護者への啓発確認	・道徳教育の充実	・家庭訪問	・PTA評議員会での説明と啓発	
6月		・行事との関連	・いじめアンケート ・教育相談	・道教委いじめ調査 ・市教委「子どもの安全・安心を守るキャンペーン」	
7月	・いじめにかかわる 学校評価の実施		・PTAとの意見交流	・道教委いじめ調査	
8月	○研修会 (未然防止)				
9月	◎いじめ防止委員会 会議 ・情報交流 ・1学期の評価及び 2・3学期の計画	・道徳教育の充実			
10月	○研修会 (早期発見、対応)	・行事との関連		・道教委いじめ調査	
11月		・児童会活動の充実	・いじめアンケート ・教育相談	・市教委「いじめ防止 キャンペーン」	
12月	・いじめにかかわる 学校評価の実施	・情報モラル教室	・PTAとの意見交流	・道教委いじめ調査 ・市教委いじめ調査	
1月	◎いじめ防止委員会 会議 ・本年度の評価 ・課題の整理 ・次年度の計画作成				
2月			・教育相談 ・PTAとの意見交流		

3月	◎いじめ防止委員会 会議 ・次年度への計画確認			・市教委いじめ調査	
----	-------------------------------	--	--	-----------	--

(2) いじめ早期発見のためのチェックリストシート

【いじめ早期発見のためのチェックリスト】

学級に気になる児童がいる場合やアンケートにより「嫌な思いをしたことがある」と回答した児童の様子を観察し、次の項目に当てはまるかどうかチェックしてください。

<記入日 年 月 日>

児童氏名

①日常の行動や様子等

- 遅刻・欠席・早退が増えた。
- 保健室などで過ごす時間が増えた。または、すぐに保健室に行きたがる。
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。または、訪問する。
- 教職員の近くにいたがる。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。
- 体に擦り傷やあざができていることがある。
- けがをしている理由を曖昧にする。

②授業や給食の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりする。
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。
- グループ編成をすると机を離されたり、避けられたりする。
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。

③放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。
- 清掃時間にいつも人の嫌がる仕事をしている。
- 一人で下校することが多い。

(3) いじめの問題への対応チェックリストシート

<記入日 年 月 日>

このチェックリストは、学校がいじめの問題に適切に対応できる体制になっているか確かめるために、個々の教職員や「いじめ防止委員会」が使用します。

【いじめの防止や事案対処等のために必要な要件】

①教職員集団に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている。 全ての教職員がいじめの定義を理解している。
- 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。
- 全ての教職員が「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」の役割や構成員等を理解している。
- 「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」の会議が定期的に行われている。
- 「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している。

②いじめの早期発見のための要件

- 児童にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている。
- いじめの実態のためのアンケート調査実施後に、いじめに関係する児童に対する個人面談が確実に実施されている。
- 「けんか」や「ふざけ合い」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が背景にある事情の調査等を慎重に行い、組織的にいじめに当たるかどうかの判断を行うことを徹底している。

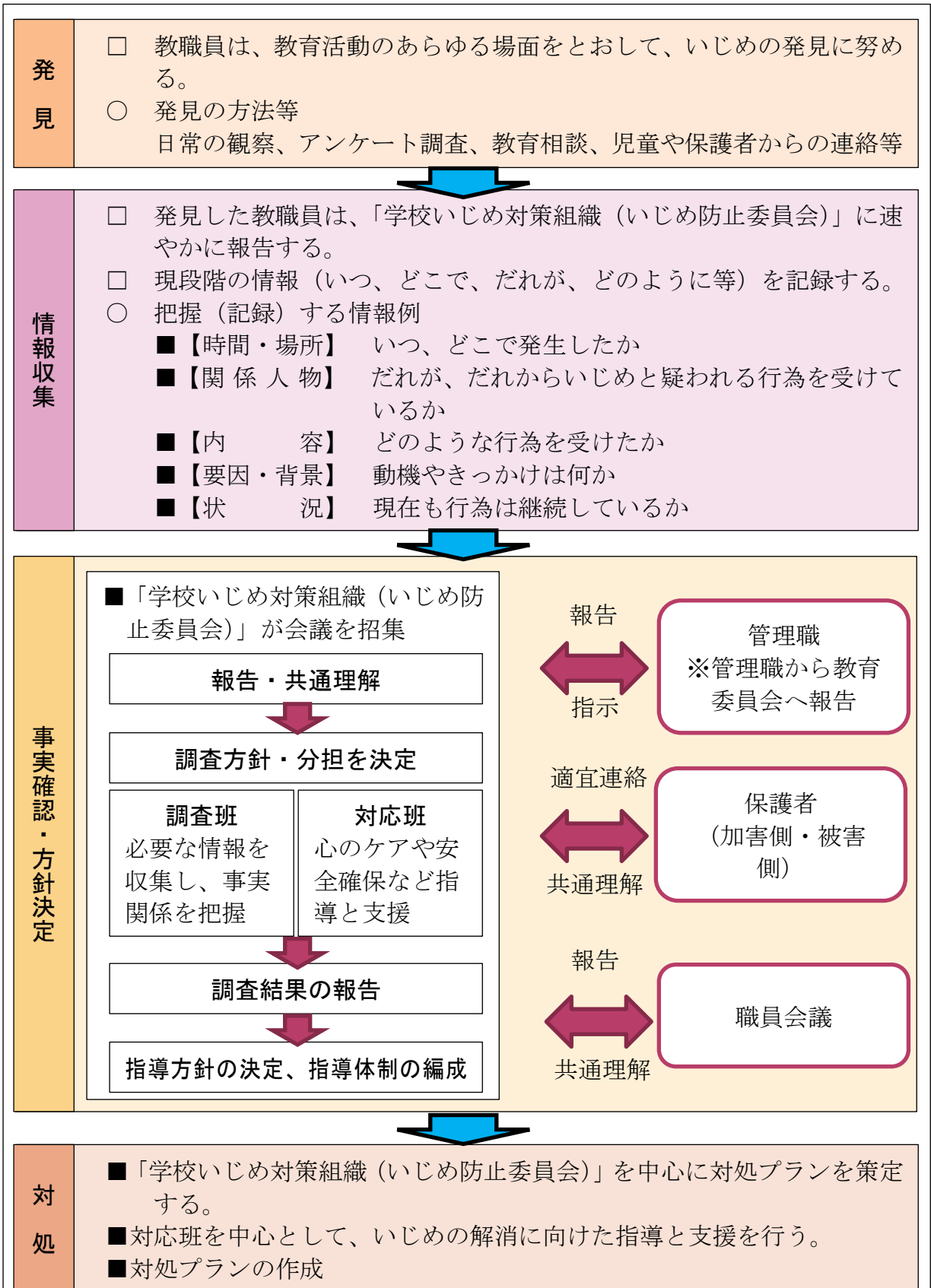
③いじめの事案対処のための要件

- 教職員が把握したいじめを「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっている。
- いじめが発生した際に、「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。
- 「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている。
- 全ての教職員が事案対処の流れを理解している。
- 全ての教職員が解消の判断基準を理解している。

④学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて変更している。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置付け、学校評価の結果を取組の改善に役立てている。

(4) 組織的な対応の流れ (フロー図)





解 消	■被害児童本人とその保護者に対し実施した面談結果に基づき判断する。 なお、必要に応じてスクールカウンセラーを含めるなどして、集団で判断する。
--------	---